

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会

第1回常任委員会

(書面開催)



青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポ

2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って

第80回国民スポーツ大会

第25回全国障害者スポーツ大会

書面表決日：令和6年5月2日（木）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会
第1回常任委員会 次第

1 報告事項

報告第1号

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会委員の変更について…………… P1

報告第2号

青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）競技会会期の決定について…………… P2

報告第3号

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過について…………… P4

2 議 事

議案第1号

第80回国民スポーツ大会青森市開催推進総合計画(年度別業務一覧)の第二次改訂(案)について…………… P6

議案第2号

第80回国民スポーツ大会青森市ボランティア募集要項(案)について…………… P9

議案第3号

第80回国民スポーツ大会青森市歓迎装飾・接伴実施要項(案)について…………… P12

議案第4号

第80回国民スポーツ大会青森市案内所設置運営要項(案)について…………… P13

議案第5号

第80回国民スポーツ大会青森市休憩所設置運営要項(案)について…………… P15

議案第6号

第80回国民スポーツ大会青森市売店設置運営要項(案)について…………… P16

議案第7号

第80回国民スポーツ大会青森市弁当調達要項(案)について…………… P30

議案第8号

第80回国民スポーツ大会青森市医療救護要項(案)について…………… P33

議案第9号

第80回国民スポーツ大会青森市防疫対策要項(案)について…………… P35

議案第10号

第80回国民スポーツ大会青森市食品衛生対策要項(案)について…………… P36

議案第11号

第80回国民スポーツ大会青森市環境衛生対策要項(案)について…………… P38

議案第12号

第80回国民スポーツ大会青森市輸送・交通業務実施要項(案)について…………… P40

議案第13号

第80回国民スポーツ大会青森市消防防災・警備業務実施要項(案)について…………… P43

議案第14号

第80回国民スポーツ大会青森市識別用品整備要項(案)について…………… P46

議案第15号

第80回国民スポーツ大会青森市遺失物・拾得物取扱要項(案)について…………… P48

議案第16号

第80回国民スポーツ大会青森市保険加入要項(案)について…………… P60

議案第17号

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会青森市企業
協賛取扱要項(案)について…………… P64

《参考資料》

○青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会常任委員会名簿…………… P69
○青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会会則…………… P70
○第80回国民スポーツ大会青森市開催推進総合計画…………… P74

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会委員の変更について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会会則第8条第1項に基づき、令和5年9月2日から令和6年5月2日までの間における青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会委員の変更について、次のとおり報告します。

常任委員（3名）

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
一般財団法人青森陸上競技協会 会長	工藤 眞裕	吉原 朋治
青森市小学校長会 会長	須藤 隆文	越田 強
青森明の星中学・高等学校 校長	今 卓也	笹木 正信

青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）
競技会会期の決定について

令和5年12月8日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会令和5年度第3回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）競技会の会期が決定された。

<青森市開催競技>

【会期前Ⅰ】

会期：令和8年9月3日（木）～9月13日（日）（11日間）

No	競技名		種別	競技会会期	競技会場
1	水泳	競泳	全種別	9月11日(金)～13日(日)	マエダアリーナ 50mプール
2		水球	少年男子	9月5日(土)～8日(火)	
			女子		
3		AS	少年女子	9月3日(木)	
4	OWS	男子	9月9日(水)	サンセットビーチあさむし特設会場	
		女子			
5	バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	9月3日(木)～6日(日)	サンセットビーチあさむし特設会場
6	ハンドボール		成年男子	9月4日(金)～8日(火)	盛運輸アリーナ
			成年女子		
			少年男子	9月4日(金)～8日(火)	マエダアリーナ
			少年女子		
7	ライフル射撃	25m	成年男子	9月11日(金)～13日(日)	青森県警察学校射撃場
8	ゴルフ		女子	9月9日(水)～11日(金)	青森カントリー倶楽部
			少年男子	9月9日(水)～11日(金)	東奥カントリークラブ
9	トライアスロン		成年男子	9月13日(日)	青森市特設トライアスロン会場
			成年女子		

AS：アーティスティックスイミング　OWS：オープンウォータースイミング

【会期前Ⅱ】

会期：令和8年10月5日（月）～10月7日（水）（3日間）

No	競技・種目名	種別	競技会会期	競技会場
1	アーチェリー	全種別	10月5日(月)～7日(水)	新青森県総合運動公園投てき・アーチェリー場

【本会期】

会期：令和8年10月11日（日）～10月19日（月）（9日間）

No	競技名		種別	競技会会期	競技会場
1	陸上競技		全種別	10月15日(木)～19日(月)	カクヒログループアスレチックスタジアム
2	テニス		全種別	10月11日(日)～14日(水)	新青森県総合運動公園テニスコート
3	バレーボール	6人制	成年男子	10月11日(日)～14日(水)	マエダアリーナ
			少年男子		
4	ソフトテニス		全種別	10月16日(金)～19日(月)	新青森県総合運動公園テニスコート
5	卓球		全種別	10月11日(日)～15日(木)	カクヒログループスーパーアリーナ
6	軟式野球		成年男子	10月11日(日)、12日(月) 14日(水)	青森県営野球場
				10月11日(日)～14日(水)	ダイシンベースボールスタジアム
7	ラグビーフットボール	15人制	少年男子	10月15日(木)、16日(金) 18日(日)、19日(月)	大進建設スポーツ広場ラグビー場
8	スポーツライミング	リード	全種別	10月11日(日)～13日(火)	盛運輸アリーナ
		ボルダー			

【式典】

○総合開会式

開催日：令和8年10月10日（土）

場 所：カクヒログループアスレチックスタジアム

○総合閉会式

開催日：令和8年10月20日（火）

場 所：カクヒログループアスレチックスタジアム

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

※ は市関係分

年 度	月	内 容
平成25年度	6	(公財)青森県体育協会が平成37年開催の第80回国民体育大会の招致に関する要望書を青森県、青森県議会及び青森県教育委員会に提出
平成26年度	6～	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討(平成27年7月までに全6回開催)
平成27年度	9	青森県知事が青森県議会(平成27年9月定例会)の提出議案説明において、平成37年開催の第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10	青森県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	11	青森県知事、青森県教育長、青森県体育協会会長が、文部科学省及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
	1	(公財)日本体育協会理事会において開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
平成28年度	8	青森県準備委員会の設立
		青森県準備委員会において開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成29年度	4	会場地市町村第一次選定 【総合開・閉会式、陸上競技、テニス、ボクシング、バレーボール(6人制)、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、ラグビーフットボール(15人制)、アーチェリー、ゴルフ、トライアスロン】
	1	第78回～第81回国民体育大会における隔年実施競技の実施順序決定に伴う第80回国民体育大会会場地市町村第一次選定の一部内定取消 【ボクシング】
		会場地市町村第二次選定 【軟式野球、ライフル射撃(CP)、スポーツクライミング(リード、ボルダリング)】
		青森県準備委員会においてデモンストラレーションスポーツ実施基本方針の決定
平成30年度	6	会場地市町村第三次選定 【水泳(競泳、水球、アーティスティックスイミング、オープンウォータースイミング)】
	12	会場地市町村第四次選定 【バレーボール(ビーチバレーボール)】
令和元年度	5～11	中央競技団体正規視察(13競技) 【陸上競技、テニス、バレーボール(6人制、ビーチバレーボール)、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、ライフル射撃(CP)、ラグビーフットボール(15人制)、スポーツクライミング(リード、ボルダリング)、アーチェリー、ゴルフ、トライアスロン】
	6	デモンストラレーションスポーツ 会場地市町村第二次選定(11競技) 【アクアスロン、ウォークビンゴ、カーリング、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、ドッジボール、年齢別ソフトテニス、年齢別テニス、ふれあいボウリング、ユニバーサルホッケー、ラージボール卓球】

年 度	月	内 容
令和元年度	11	青森県卓球連盟から、卓球競技の競技会場をマエダアリーナから（仮称）青森市アリーナへ変更したい旨の要請があったことを受け、青森県準備委員会へ同競技の競技会場変更の依頼文書を提出
令和2年度	4	青森市経済部地域スポーツ課内に国民スポーツ大会準備室を設置
	6	青森県知事、青森県教育庁、青森県スポーツ協会会長が、文部科学省と（公財）日本スポーツ協会に開催申請書を提出
		デモンストレーションスポーツ 会場地市町村第三次選定 【ダンススポーツ】
	9	（公財）日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県及び（公財）日本障がい者スポーツ協会の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
	10	（公財）日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地に青森県が内定
2	青森県準備委員会第9回常任委員会において、卓球競技の競技会場をマエダアリーナから（仮称）青森市アリーナへ変更することが決定	
令和3年度	10	中央競技団体正規視察（1競技） 【水泳（競技、水球、アーティスティックスイミング、オープンウォータースイミング）】
	12	デモンストレーションスポーツ 開催競技の変更（開催希望申請の取下げ） 【アクアスロン】
	3	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会設立総会・第1回総会、第1回常任委員会を開催
令和4年度	6	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催
	11	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回総務企画専門委員会、第1回競技式典専門委員会、第1回宿泊衛生専門委員会、第1回輸送交通専門委員会を開催
令和5年度	4	青森市経済部地域スポーツ課国民スポーツ大会準備室を課に格上げし、青森市経済部に国スポ・障スポ大会推進課を設置
	4	（公財）日本スポーツ協会、スポーツ庁等による開催準備状況及び競技施設の総合視察
	7	（公財）日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会の開催地を青森県に決定し、令和8年10月10日（土）から10月20日（火）の11日間とする会期の決定が承認され、同決定をもって第25回全国障害者スポーツ大会青森県開催も決定
	8	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回常任委員会を開催（書面）
	9	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回総会を開催
	9	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会第1回総会を開催
	12	（公財）日本スポーツ協会第3回国民スポーツ大会委員会において、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」競技会会期が決定
令和6年度	4	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会ホームページを開設

第80回国民スポーツ大会青森市開催推進総合年次計画
(年度別業務一覧)の第二次改訂(案)

第80回国民スポーツ大会青森市開催推進総合計画で規定している年次計画(年度別業務一覧)の第二次改訂の主な変更内容は以下のとおりです。

1 「市準備委員会」から「市実行委員会」への改組

令和5年7月20日、(公財)日本スポーツ協会理事会において青森県での国民スポーツ大会の開催が決定されたことに伴い、同年9月1日に青森市準備委員会を改組し、本実行委員会を設置したことから、「実行委員会への改組」を追加する。

令和3年度(5年前)	令和4年度(4年前)	令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)
準備委員会設立		実行委員会へ改組	

2 青森県の合同配宿実施方針に基づく対応

令和5年11月29日に開催された青森県の「青の煌めき国スポ・障スポ実行委員会第5回宿泊専門委員会」において、合同配宿実施方針が決定され、県及び市が合同配宿本部を、県が配宿センターを設置することとされたことから、以下のとおり変更する。

【変更前】

令和4年度(4年前)	令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
宿泊基本計画策定		リハ大会宿泊実施要項作成	大会宿泊実施要項作成	宿泊本部設置
		第二次仮配宿	第三次仮配宿	大会配宿実施



【変更後】

令和4年度(4年前)	令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
宿泊基本計画策定	合同配宿実施方針【県】			合同配宿本部【県・市】及び配宿センター【県】の設置
		第二次仮配宿	第三次仮配宿	大会配宿実施

【参考】青森県の合同配宿実施方針(一部抜粋)

1 合同配宿の体制

(1) 合同配宿の実施

短期間に集中する配宿業務を効率的かつ円滑に実施するため、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿(以下「合同配宿」という。)を行う。

(2) 合同配宿本部及び配宿センターの設置

県委員会及び会場地委員会は、「青の煌めきあおもり国スポ合同配宿本部(仮称)」を設置するとともに、合同配宿本部の業務を円滑に推進するため、事業者が配宿業務に従事するための配宿センターを設置する。

第80回国民スポーツ大会 青森市開催推進総合計画 【年度別業務一覧表】 第二次改訂（案）

年 度	令和2年度(6年前)	令和3年度(5年前)	令和4年度(4年前)	令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
主要行事	大会開催内定 国スポ大会準備室設置	中央競技団体視察(水泳) 準備委員会設立		日本スポーツ協会・文科省総合視察 大会開催・会期決定 実行委員会へ改組 国スポ・障スポ大会推進課設置		中央競技団体視察 リハーサル大会開催 リハーサル大会実施本部設置	第80回国民スポーツ大会開催 第25回全国障害者スポーツ大会開催 大会実施本部設置
		準備委員会 設立総会開催 準備委員会 総会開催 ※今後、実行委員会へ改組予定 常任委員会開催	総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催	実行委員会総会開催	実施本部 設置・開催		
準備組織	県準備委員会との連絡調整	開催推進総合計画策定 ・進行管理		県実行委員会との連絡調整			
	リハ大会経費検討	大会経費調査検討			大会運営ガイドライン策定 企業協賛取扱要項作成 企業協賛の推進 リハ大会予算編成	大会実施本部運営マニュアル作成 リハ大会予算執行・決算	
					識別用品整備要項作成 遺失物・拾得物取扱要項作成 保険加入要項作成	リハ大会識別用品整備 リハ大会での遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会保険加入	大会予算執行・決算 大会識別用品整備 大会での遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入
			広報基本計画策定 広報アクションプラン策定 実行委員会ホームページ開設準備	広報啓発活動の推進 実行委員会ホームページ開設・運営			
		青森市ホームページでの情報提供			大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
総務企画関係			市民運動基本計画策定 市民運動アクションプラン策定 ボランティア確保の検討	市民運動の推進 ボランティア募集要項作成	ボランティア募集・研修会開催 リハ大会ボランティア業務計画作成	大会ボランティア業務計画作成 リハ大会ボランティア配置	大会ボランティア配置
					歓迎装飾・接伴実施要項作成 案内所・休憩所等設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	歓迎装飾、ガイドブック等の検討 リハ大会案内所・休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾、ガイドブック等の配布 案内所・休憩所等設置 売店設置
⑤ 観光・接伴							

第80回国民スポーツ大会開催・第25回全国障害者スポーツ大会開催

実行委員会
解散総会

大会決算書

大会報告書

赤字:追加・修正等

第80回国民スポーツ大会 青森市開催推進総合計画 【年度別業務一覧表】 第二次改訂（案）

年 度	令和2年度(6年前)	令和3年度(5年前)	令和4年度(4年前)	令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
競技式典関係	⑥ 競技 競技用具整備計画の検討・作成 競技役員等編成案の検討・作成 競技会係員・補助員編成案作成 リハ大会実施検討 デモスポ開催競技選定		競技運営基本計画策定	競技別実施要項検討 競技用具整備計画決定	競技用具整備の推進	競技別実施要項作成	競技別プログラム作成・配布
						競技役員等編成決定 競技会係員・補助員編成決定・養成	競技役員等の編成・委嘱 競技会係員・補助員の編成・委嘱
					競技別リハ大会実施要項作成 デモスポ実施要項検討	競技別リハ大会プログラム作成・配布 デモスポ実施要項作成 情報通信業務実施要項作成	競技別リハ大会実施要項作成 デモスポ開催 臨時通信施設架設設置
⑦ 式典					炬火イベント検討	式典実施要項作成 炬火イベント実施計画・要項作成	各競技会 開始式・表彰式の実施 炬火イベント実施
⑧ 施設			施設整備基本計画策定		リハ大会会場設営仕様書作成	リハ大会会場設営 大会会場設営仕様書作成	大会会場設営
宿泊衛生関係	⑨ 宿 泊 宿泊施設実態調査	第一次仮配宿	宿泊基本計画策定	合同配宿実施方針【県】	リハ大会宿泊実施要項作成	大会宿泊実施要項作成	宿泊本部設置 合同配宿本部【県・市】及び 配宿センター【県】の設置
					第二次仮配宿 リハ大会弁当調達要項作成	第三次仮配宿 大会弁当調達要項作成 リハ大会弁当調達実施	大会配宿実施 大会弁当調達実施
輸送交通関係	⑩ 医事・衛生		医事・衛生基本計画策定	医療救護要項作成 防疫対策要項作成 食品衛生対策要項作成 環境衛生対策要項作成	医療救護実施マニュアル作成 リハ大会救護所設置計画作成 防疫対策実施マニュアル作成 食品衛生対策実施マニュアル作成 環境衛生対策実施マニュアル作成	救護所設置計画作成 リハ大会救護所設置 防疫対策の推進 食品衛生対策の推進 環境衛生対策の推進	救護本部・救護所設置
		⑪ 輸送交通		輸送交通基本計画策定	輸送交通業務実施要項作成 駐車場等調査・確保	計画輸送シミュレーション リハ大会輸送計画作成	輸送計画作成 リハ大会計画輸送実施 車両誘導計画作成
⑫ 消防・警備			消防防災・警備基本計画策定	消防防災・警備実施要項作成	リハ大会消防警備計画作成	消防防災・警備計画作成 リハ大会消防警備本部設置	消防警備本部設置

第80回国民スポーツ大会開催・第25回全国障害者スポーツ大会開催

開催県	鹿児島県(中止※R5へ延期)	三重県(中止)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県
-----	----------------	---------	-----	------	-----	-----	-----

第 80 回国民スポーツ大会青森市ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の広報及び運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

大会等の広報及び本市で開催する競技会の運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分		主な活動内容
広報・市民運動		大会等の P R 活動 市民運動補助
競技会運営	会場受付	競技会場での受付、資料配布
	案内	競技会場等での案内、情報提供
	休憩所	休憩所におけるおもてなし
	弁当配達	弁当の配布、空き箱の回収
	会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 駐車場等整理の補助
	環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
	その他	その他競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和 6 年度から募集人数に達するまでとする。

5 募集人数

競技ごとに必要な人数を算出後、決定する。

6 応募要件

2014 年（平成 26 年）4 月 1 日以前に生まれた方（2026 年（令和 8 年）4 月 1 日時点で 12 歳以上）で、以下のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で 18 歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

（1）本市に在住、通勤、通学している個人

- (2) 本市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に実行委員会が必要と認めた個人及び団体

7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参、郵送又はファックスにより申し込むか、実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込む。ただし、18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、持参又は郵送に限る。

8 登録・抹消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から申し出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

9 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

12 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

13 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当を、必要に応じて実行委員会が支給する。

14 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わない

ものとする。

15 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、青森市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月24日条例第1号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。ただし、申込時に青森県の青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

16 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集に関して必要な事項は、別に定める。

第80回国民スポーツ大会青森市歓迎装飾・接伴実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会青森市広報基本計画」及び「第80回国民スポーツ大会市民運動基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を歓迎し、高揚感を感じられる装飾、大会参加者等に「また青森に来たい」と思っていただけのおもてなしの提供について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、看板、横断幕、プランター等を設置する。設置の際は景観等に配慮し、効果的な装飾になるように努める。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

エ 装飾の撤去

青の煌めきあおもり国スポ青森市実行委員会が必要と認めるものを除き、大会終了後、速やかに行う。

(2) 接伴（おもてなし）

ア 競技会場において、大会参加者等に日本を代表する火祭り「青森ねぶた祭」や世界遺産の小牧野遺跡や三内丸山遺跡をはじめとした縄文遺跡群などの文化、八甲田連峰や陸奥湾などの美しい自然、りんご、カシス、ナマコやホタテなどの豊富な食材など本市の魅力を発信するコーナーを設置する。

イ 接遇意識を高めるため、競技会係員やボランティア等に対し、必要な研修を行う。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾・接伴の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における歓迎装飾・接伴の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 80 回国民スポーツ大会青森市案内所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会青森市広報基本計画」及び「第 80 回国民スポーツ大会市民運動基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通のほか、日本を代表する火祭り「青森ねぶた祭」をはじめとする文化・観光、りんご、カシス、ホタテなどの豊富な食材などを使った物産等の案内等を行う案内所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、主要駅等に設置する。

(2) 受付案内所

競技団体等との協議の上、各競技会場に設置する。

4 設置期間

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

(2) 受付案内所

各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

(1) 総合案内所

午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 受付案内所

開会行事又は競技開始 1 時間前から閉会行事又は競技終了後 30 分までとする。

(3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会は、上記 (1) 及び (2) について、関係機関・競技団体等と協議の上、必要に応じて変更することができる。

6 活動内容

(1) 総合案内所

ア 交通、競技及び観光案内に関すること。

イ 配布物の管理に関すること。

- ウ 総合案内所周辺の装飾の管理に関する事。
 - エ その他各種案内に関する事。
- (2) 受付案内所
- ア 大会参加者等の受付及び案内に関する事。
 - イ 競技案内に関する事。
 - ウ 交通、宿舎及び観光の案内に関する事。
 - エ 遺失物及び拾得物の取扱業務及び一時保管に関する事。
 - オ 迷子等の対応に関する事。
 - カ その他各種案内に関する事。
- 7 その他
- (1) この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
 - (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における案内所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 80 回国民スポーツ大会青森市休憩所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会青森市広報基本計画」及び「第 80 回国民スポーツ大会市民運動基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者に対し、憩いの場となる休憩所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技団体等と協議の上、各競技会場等に設置する。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

原則として競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとするが、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 活動内容

- (1) 休憩所の設置及び運営に関すること。
- (2) 青森市ならではの「食」を活かしたおもてなし料理などのふるまいに関すること。
- (3) その他休憩所の運営に関すること。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 80 回国民スポーツ大会青森市売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会青森市広報基本計画」及び「第 80 回国民スポーツ大会市民運動基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

各競技会場等に設置する。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1 店舗あたり 20 m²以内とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、出店位置及び出店規模を変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、大会メッセージ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等で仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱等、簡単な調理（かける、はさむ、注ぎ分ける等）をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 申請時に、1年以上市内に店舗を有して、営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会以降の国民体育大会、競技別リハーサル大会で出店実績のある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 各競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。

ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。

カ 申請時点において、市税（青森市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

8 運営設備等

次に掲げるものについては、実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。

なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は必要に応じて所轄消防署に届け出るとともに、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならない。

(1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）

(2) 長机6台以内

(3) 椅子 4 脚以内

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書 (様式第 1 号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書 (様式第 3 号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (5) 出店者及び従業員の本人確認書類 (運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
- (6) 青森市税の完納証明書 (写し可)
- (7) 法人税 (個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 (写し可)

10 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担する。出店者は、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) (2) の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書 (様式第 7 号) を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書 (様式第 8 号) を発行する。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
 - イ 国又は地方公共団体
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、実行委員会が特に認める者
- (4) 既納の出店料は還付しない。ただし、特別な事由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

実行委員会は、第 9 に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めた者を出店者として選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) (1) 及び (2) に掲げる者のほか、実行委員会が適当と認める者

12 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店許可決定通知書を受領後、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) (1) から (9) までに掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売品等の搬入搬出及び陳列は実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、売店の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (4) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、出店区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (7) 従事者は、実行委員会が交付するIDカードを着用し、丁寧な接客を心掛けること。
- (8) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。
- (9) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (10) 関係法令を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (11) 実行委員会が開催する出店者事前説明会に必ず出席すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたりるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出

店者は実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、実行委員会が不相当と認めたととき。

21 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
青森市実行委員会 会長 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名・氏名 _____

電話番号 _____

売 店 出 店 申 請 書

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、第80回国民スポーツ大会青森市売店設置運営要項第9の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望競技 _____

2 出店希望会場 _____

3 出店希望形態 テント・ケータリングカー・その他 (_____)

4 提出書類

- (1) 売店出店申請書 (様式第1号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第2号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予約表及び持込み備品調書 (様式第3号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第4号)
- (5) 出店者及び従業員の本人確認書類
(運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
- (6) 青森市税の完納証明書 (写し可)
- (7) 法人税 (個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 (写し可)

※ 複数会場で出店を希望する場合は、(1)～(5)を会場ごとに提出してください。

売 店 出 店 概 要 書

※会場ごとに記入してください。

ふりがな			
商号又は名称			
ふりがな			
代表者役職及び氏名			
代表者生年月日	年 月 日		
所在地	〒		
連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】	【電話】	
業種			
主要取扱品目 (該当品目を○で囲む。)			
国体等出店実績	有 () ・ 無		
営業開始年月日	年 月 日	従業員数 人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間の法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒 発生処分歴の有無	有 ・ 無
販売品目価格等一覧			
NO	商品名	予定数量	販売価格
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円

※足りない場合は、別紙に追加してください。

売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

※氏名にはふりがなを記載してください。不足する場合は別紙で提出してください。

従事日	売店責任者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台。ただし、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーによる販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

3 持込み備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外）

備品名	規格等	持込目的

※電源・火気使用に伴う備品は記入してください。（発電機、プロパンガス等）

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
青森市実行委員会 会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名

及び氏名

誓約書兼承認書

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」において、競技会場等への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、第80回国民スポーツ大会青森市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
また、販売員として暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属

担当者氏名

電話番号

FAX

E-Mail

商号又は名称

代表者役職及び氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

青森市実行委員会 会長

印

売店許可決定通知書

本実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記の内容で決定となりました。
つきましては、下記指定口座へ 年 月 日 () までに 出店料の納入をお願いします。

また、第80回国民スポーツ大会青森市売店設置運営要項第13の規定に基づき、飲食店営業許可を必要とする出店者については、 年 月 日 () までに飲食店営業許可証の写しを提出してください。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 出店形態 _____ テント(1張)・ケータリングカー・その他(_____)
- 3 出店料 _____ 円
- 4 指定振込口座 ○○銀行 ○○支店 (普)口座番号 口座名義人

【お問い合わせ】

〒038-8505 青森市柳川二丁目1番1号
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会
事務局(国スポ・障スポ大会推進課内)

担当 :

TEL : 017-761-4169 FAX : 017-761-4182

E-mail : kokuspo_shospo@city.aomori.aomori.jp

様式第6号

青市青実第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職及び氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
青森市実行委員会 会長

印

売 店 出 店 許 可 証

令和 年 月 日付けで申請があった第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」における本実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 役 職 及 び 氏 名	
出 店 許 可 会 場	(競技名：)
出 店 許 可 期 間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、第80回国民スポーツ大会青森市売店設置運営要項を遵守すること。

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

青森市実行委員会 会長 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____

売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店料について、第80回国民スポーツ大会青森市売店設置運営要項第10(3)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 _____ (競技名: _____)

2 免除申請の理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください。)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	実行委員会が特に認める者

(連絡担当者)

担当者所属 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

FAX _____

E-Mail _____

商号又は名称

代表者役職及び氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

青森市実行委員会 会長

印

出店料免除決定通知書

令和 年 月 日付けで申請があった第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」における本実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店に係る出店料の免除について、下記のとおり許可します。

記

1 出店会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (左欄に○印の記入がある項目に該当します。)

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
<input type="checkbox"/>	国又は地方公共団体
<input type="checkbox"/>	実行委員会が特に認める者

【お問い合わせ】

〒038-8505 青森市柳川二丁目 1 番 1 号
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会
事務局 (国スポ・障スポ大会推進課内)

担当 :

TEL : 017-761-4169 FAX : 017-761-4182

E-mail : kokuspo_shospo@city.aomori.aomori.jp

第80回国民スポーツ大会青森市弁当調達要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達に係る業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつては大会の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあつては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、第80回国民スポーツ大会（青森県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当の食材

弁当の食材は、本市の新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

8 弁当調製施設の指定

- (1) 弁当調製施設については、会長が別に定める弁当調製委員会において選定し、実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

9 指定取消し

実行委員会は、指定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その

指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

10 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
青森市実行委員会会長

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当調達施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

第 80 回国民スポーツ大会青森市医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会青森市医事・衛生基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急措置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、実行委員会は、宿舎提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により医療救護体制について周知を図る。

(4) 大会関連イベント等における医療救護

本市主催の大会関連イベント等の開催に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

5 医療費

救護所での応急措置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 80 回国民スポーツ大会青森市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会青森市医事・衛生基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるように、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視するとともに、大会参加者等へホームページ等を活用した情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）発生時の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第80回国民スポーツ大会青森市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会青森市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(3) 健康管理

関係機関等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査を励行するよう指導する。

ア 対象者

- (ア) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (イ) 大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- (ウ) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者
- (エ) その他実行委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 80 回国民スポーツ大会青森市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会青森市医事・衛生基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

市民、大会参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等の不法投棄の防止に向けた啓発に努める。

(4) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

(5) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、大会参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 80 回国民スポーツ大会青森市輸送・交通業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会青森市輸送・交通基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における輸送・交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は本市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ 上記の他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(3) 輸送・交通業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他大会関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障が生じる場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送・交通業務の範囲が近距離（概ね 2 キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送・交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

- ア 輸送計画の策定
輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定す

る。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関、関係団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関、関係団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって本市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が本市と本市以外の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が本市と本市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降所を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、選手・監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関、関係団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上バス・タクシー等により行い、必要台数を確保する。

ウ 予備車の確保

輸送・交通業務の実施期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地に誘導するため、必要に応じて主要道路、競技会場等及びその周辺、駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

輸送・交通業務の実施期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び輸送・交通業務の実施期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者等へ協力を求める。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における輸送・交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 80 回国民スポーツ大会青森市消防防災・警備業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会青森市消防防災・警備基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における消防防災業務及び警備業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、大会準備期間中及び大会会期中とする。

3 実施場所

消防防災業務及び警備業務の実施場所は、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

(1) 大会準備期間中

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、消防・警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会会期中

実施本部内に設置する消防警備部が実施主体となり、必要に応じて競技会場等に消防警備班を設置する。

5 消防防災業務

(1) 基本事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。
イ 青森市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会準備期間中

- (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。
- (イ) 競技会場等における消防防災設備、水利等の点検整備に関すること。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- (エ) 防火防災意識の向上と啓発活動の推進に関すること。
- (オ) 競技会場等での避難訓練に関すること。
- (カ) 競技会場等の実地踏査に関すること。

(キ) 関係機関等との通信連絡体制の確立に関する事。

(ク) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 大会会期中

(ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。

(イ) 競技会場等における救急救助に関する事。

(ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。

(エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊市町及び関係機関等と調整し実施する。

6 警備業務

(1) 基本事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会準備期間中

(ア) 競技会場等における自主警備体制の確立に関する事。

(イ) 実地踏査の実施に関する事。

(ウ) 通信体制の確立に関する事。

(エ) 施設及び構造物の安全対策の推進に関する事。

(オ) 警備員の人員確保、事前教育及び訓練に関する事。

(カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。

(キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会会期中

(ア) 競技会場等における雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。

(イ) 通信手段の確保及び運用に関する事。

(ウ) 競技会場等における交通誘導警備に関する事。

(エ) 大会参加者等の競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関する事。

(オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。

(カ) 入退場者管理に関する事。

(キ) 迷子及び遺失物への対応に関する事。

(ク) 不審者及び不審物の発見と適切な対応に関する事。

(ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。

(コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。

(サ) その他必要な警備業務に関する事。

7 大規模災害及び突発重大事案に係る対策

大規模災害及び突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図りながら対応する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、消防防災業務及び警備業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における消防防災業務及び警備業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 80 回国民スポーツ大会青森市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) 大会

- ア IDカード
- イ 服飾品（帽子及びジャンパー又はベストをいう。）
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) リハーサル大会

- ア IDカード
- イ 服飾品（帽子をいう。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみ配布することができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、大

会及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 整備委託

実行委員会が競技団体に識別用品の整備を委託する場合における競技団体への委託料の単価については、実行委員会が整備する服飾品の1人あたりの実費と予算単価を比較して少ない額を適用するものとする。

7 競技共催市町村との協議による整備

他市町村と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市町村と協議のうえ定める。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は、別に定める。

第 80 回国民スポーツ大会青森市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の受付案内所とし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実施本部（以下「実施本部」という。）の受付案内係が取扱業務及び一時保管を行うものとする。
- (2) 実施本部受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、各競技会場の実施本部総務係に引き継ぐものとする。
- (3) 実施本部総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会に引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第 4 号）を貼付けして一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 5 号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出を受理した旨を伝え、届出番号を教示するとともに、遺失物一覧簿（様式第 6 号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第 3 号）と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署に届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失者に電話で確認の上、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第 8 号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 実施本部総務係長は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継ぐ。ただし、実施本部総務係長は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、実施本部総務係長から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書(様式第9号)を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

拾得物受理書

受理番号	第 号											
受理日時	令和 年 月 日 ()	時	分									
拾得日時	令和 年 月 日 ()	時	分頃									
拾得場所												
拾得者	住所	〒										
	氏名	フリガナ	電話									
		自宅										
		日中連絡先										
物件	現金	総額	金額内訳									
			金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚
		円	1万円		5000円		2000円		1000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円	
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)							点数		
権利放棄の意思	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 青森市実行委員会 会長 様 拾得者氏名.....(自署).....											
氏名等告知の同意	<input type="checkbox"/> 遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することに同意します。											
拾得者の権利	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 放棄 <input type="checkbox"/> 失権											
備考	上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 青森市実行委員会 会長 拾得取扱担当者氏名.....(自署)..... ※拾得取扱担当者氏名がないものは無効											

※太枠内部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

拾得物受理書(控え)

※ 当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛てに拾得物の通知をする場合があります。

受理番号	第 _____ 号											
受理日時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()			時 _____ 分								
拾得日時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()			時 _____ 分頃								
拾得場所												
拾得者	住所	〒 _____										
	氏名	フリガナ _____				電話	自宅					
						日中連絡先						
物件	現金	総額		金額内訳								
			金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚
		円	1万円		5000円		2000円		1000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円	
		種類	特徴等(形状・模様・材質等)							点数		
物品												
権利 放棄の 意思	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。											
	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 青森市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 _____ (自署)											
氏名等告知の同意		<input type="checkbox"/> 遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することに同意します。										
拾得者の権利		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 放棄 <input type="checkbox"/> 失権										
備考		上記の物件を預かりました。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 青森市実行委員会 会長 拾得取扱担当者氏名 _____ (自署)										
		※拾得取扱担当者氏名がないものは無効										

注意事項

- 1 この拾得物受理書（控え）は、青森市実行委員から通知があった場合、確認に必要ですので紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得物は、物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利がありません。
（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。
（権利放棄された方は該当しません。）
- 4 遺失者がわからないときは、本日から7日以内に青森市実行委員会から所管警察署へこの物件を提出します。なお、所管警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者がわからないときは、拾得者が所有権を取得できます。（権利放棄された方は該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することができません。
詳細につきましては、所管警察署へ問い合わせてください。
拾得者がこの物件を受け取ることができる期間は、青森市実行委員会が所管警察署へ提出した翌日から3か月を経過した日以降2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。

所管警察署は以下のとおりです。

該当	名称	郵便番号	所在地	電話番号
<input type="checkbox"/>	青森警察署	030-0803	青森市安方2丁目15-9	017-723-0110
<input type="checkbox"/>	青森南警察署	038-1311	青森市浪岡大字浪岡字淋城87-1	0172-62-4021

拾得物一覧簿

受理 番号	受理日時	拾得日時	拾得場所	拾得物(種類及び特徴等)			拾得取扱担当者氏名	備 考
				現 金	物 品	現状・模様・ 材質等	返還取扱担当者氏名	
	月 日 時 分	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

様式第4号

拾 得 物 個 票		
受理番号	第 号	
受理日時	令和 年 月 日	時 分
拾得日時	令和 年 月 日	時 分頃
拾得者		
物件	現金	
	物品	
拾得取扱 担当者氏名		

遺失物届出書

届出番号	第 号		
届出日時	令和 年 月 日 ()	時	分
遺失日時	令和 年 月 日 ()	時	分から
	令和 年 月 日 ()	時	分までの間
遺失場所			
遺失者	住所	〒	
	氏名	フリガナ	
	電話	自宅 ()	日中連絡先 ()
物件	現金	(総額) 円	
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)
		点数	
備考			

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。

拾得物一覧表(様式第3号)に該当する物件があった場合			
連絡日時			
返還取扱担当者		拾得物受理番号	第 号
連絡結果	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に連絡	令和 年 月 日	時 分
	<input type="checkbox"/> 代理人に返還	令和 年 月 日	時 分
		(代理者氏名)	
	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に返還(郵送の場合は着払い)	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 拾得者へ電話連絡	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付	令和 年 月 日	

※該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

遺失物一覽簿

受理 番号	受理日時	遺失日時	遺失場所	遺失物 (種類及び特徴等)			受理取扱担当者氏名	備 考
				現 金	物 品	現状・模様・ 材質等	返還取扱担当者氏名	
	月 日 時 分	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

遺失物受領書

拾得物受理番号	第 号			
拾得物件	現金	金 _____ 円		
	物 品	種 類	特徴等(形状・模様・材質等)	
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>青の焔めきあおもり国スポ・障スポ 青森市実行委員会 会長 様</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">_____ (自署)</p> <p style="text-align: center;">連絡先</p> <p style="text-align: center;">_____</p>				
返還時受領者確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他 (_____)			
返還取扱担当者氏名				

※太枠内部分は、原則、受領者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
青森市実行委員会 会長

拾得物返還通知書

令和 年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
令和 年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、
また、物件の価格の 5% から 20%（施設内で拾得をした物件についてはその 2 分の 1）に相当する額の報労金を
遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後 1 か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

遺失者には、速やかにあなたに報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡
がある場合がありますので申し添えます。

また、遺失者の氏名及び住所を知りたいときは、下記にお問い合わせください。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会
（所在地）青森市柳川二丁目 1-1
（電話番号）017-761-4169

拾得物届出書

〇〇〇警察署長 様

住所 青森市柳川二丁目 1-1
 事務所名 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会
 代表者名 会長
 担当者氏名 (自筆)
 連絡先 017-761-4169

下記の物品を拾得したので届け出ます。なお、本市実行委員会は一切の権限を放棄します。

競技名 (種別)		受理会場		会場住所			
拾得 受理番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	拾得日時・場所	交付日時・場所	備考
	現金 (内訳)	物品					
	合計 円 (金種内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 氏名等の告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	月 日 時 分頃 場所	月 日 時 分 場所	
	合計 円 (金種内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 氏名等の告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	月 日 時 分頃 場所	月 日 時 分 場所	

第 80 回国民スポーツ大会青森市保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中（会場設営・撤去、公式練習日を含む。）に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、又は管理運営するもの並びに大会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	—	1 億円	3 億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等で医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	3, 000 万円	3 億円	3 億円

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 人	1 事故
対人・対物共通	5 億円	5 億円

(2) 傷害事故

被保険者（一般観覧者を除く。）が、大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中において発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2, 500 万円	5, 000 円	3, 000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
一般観覧者			
競技会補助員	1, 040 万円	6, 500 円	4, 000 円
医師	1 億円	30, 000 円	10, 000 円
看護師等	3, 000 万円	10, 000 円	5, 000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に捧げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者の疾病、心神喪失による事故

- エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実施本部は、大会期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この事項に定めるもののほか、保険加入に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 本市で開催する競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

事故報告書

令和 年 月 日

青の焔めきあおもり国スポ・障スポ

青森市実行委員会 会長

様

報告者 _____

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	【有 ・ 無】 撮影者氏名
所有者	住 所	
	氏 名	
	電 話	() -

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・役員・競技補助員 競技会補助員・医師・看護師・一般観覧者 その他 ()
	住 所	
	氏 名	年齢 歳
	電 話	() -
医療機関	名 称	
	電 話	() -
	担 当 医 師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度など	

第 80 回国民スポーツ大会・第 25 回全国障害者スポーツ大会
青森市企業協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会・第 25 回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾並びに青森市ならではのおもてなしに係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第 1 号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第 2 号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。

(2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

8 協賛者名等の掲載

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (2) 実行委員会ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

10 その他

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 愛称等を使用したフレーズの使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

〇〇社は、	{	青の煌めきあおもり国スポ 青の煌めきあおもり障スポ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ	}
青森市開催	{	競技を応援しています。 の協賛企業です。 〇〇競技会を応援しています。 〇〇競技会の協賛企業です。	}

別表第 1

協賛者	評価額（相当額）	感謝状等	対応方法
企業・団体等	10 万円以上	感謝状	贈呈
	10 万円未満	礼状	郵送

別表第 2

協賛者	評価額（相当額）	ホームページ	プログラム 又は 報告書等	協賛物品	協賛者の 呼称使用
企業・団体等	10 万円以上	協賛者バナー 貼付	協賛者名 掲載	掲載可能 物品全て に協賛者 名掲載	可
	10 万円未満	協賛者名掲載			

様式第1号

協賛申込書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
青森市実行委員会会長 様

(申込者)
所在地
名称
代表者名

青森市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	評価額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日		
その他		

(担当者)
所属
氏名
電話番号
Eメール

様式第 2 号

協賛受領書

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
青森市実行委員会会長

青森市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会に係る協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協 賛 物 品 等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	評価額 (相当額)	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受 領 年 月 日		
そ の 他		

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会常任委員会名簿

(順不同・敬称略)

会長 1名

[新任者については備考欄に「*」を記載]

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
市関係	青森市	市長	西 秀 記	

副会長 6名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
市議会関係	青森市議会	議長	奈良岡 隆	
スポーツ関係	一般財団法人青森市スポーツ協会	会長	長谷川 章 悦	
産業・経済・観光関係	青森商工会議所	会頭	倉 橋 純 造	
産業・経済・観光関係	青森市浪岡商工会	会長	一 戸 善 正	
市関係	青森市	副市長	赤 坂 寛	
市関係	青森市教育委員会	教育長	工 藤 裕 司	

常任委員 37名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
競技団体	一般財団法人青森陸上競技協会	会長	工 藤 眞 裕	*
競技団体	一般社団法人青森県水泳連盟	会長	前 田 濟	
競技団体	青森県テニス協会	会長	津 島 淳	
競技団体	青森県バレーボール協会	会長	大 瀬 良 一	
競技団体	青森県ハンドボール協会	会長	諏 訪 正 徳	
競技団体	青森県ソフトテニス連盟	会長	小山内 悟 満	
競技団体	青森県卓球連盟	会長	河 野 満	
競技団体	青森県軟式野球連盟	会長	井戸端 隆 雄	
競技団体	青森県ライフル射撃協会	会長	寺 澤 良 悦	
競技団体	青森県ラグビーフットボール協会	会長	大 矢 保	
競技団体	青森県山岳連盟	会長	服 部 一 雄	
競技団体	青森県アーチェリー協会	会長	手 塚 義 浩	
競技団体	青森県ゴルフ連盟	理事長	正部家 淳 司	
競技団体	青森県トライアスロン協会	会長	高 橋 修 一	
スポーツ関係	青森市スポーツ推進審議会	会長	菅 原 文 子	
スポーツ関係	青森市スポーツ推進委員協議会	会長	中 嶋 與志久	
スポーツ関係	東青中学校体育連盟	会長	大 友 啓 文	
スポーツ関係	青森県高等学校体育連盟	会長	岡 一 仁	
学校・教育関係	青森市小学校長会	会長	須 藤 隆 文	*
学校・教育関係	青森市中学校長会	会長	今 別 幸 司	
学校・教育関係	青森県高等学校長協会	会長	高 橋 英 樹	
学校・教育関係	青森明の星中学・高等学校	校長	今 卓 也	*
学校・教育関係	青森山田中学校・青森山田高等学校	校長	花 田 惇	
学校・教育関係	東奥学園高等学校	校長	高 橋 秀 親	
産業・経済・観光関係	公益社団法人青森観光コンベンション協会	会長	佐 藤 健 一	
産業・経済・観光関係	一般社団法人浅虫温泉観光協会	会長	中 村 彰 利	
宿泊・飲食・衛生関係	青森市旅館ホテル協同組合	理事長	中 村 紀 徳	
宿泊・飲食・衛生関係	青森市ホテル連絡協議会	会長	白 鳥 晶 司	
宿泊・飲食・衛生関係	浅虫温泉旅館組合	組合長	佐 藤 方 信	
輸送・交通関係	公益社団法人青森県バス協会	会長	工 藤 清	
輸送・交通関係	青森市タクシー協会	会長	珍 田 裕 之	
医療・福祉関係	一般社団法人青森市医師会	会長	北 嶋 滋 郎	
医療・福祉関係	公益社団法人青森県看護協会東青支部	支部長	角 田 つ ね	
医療・福祉関係	社会福祉法人青森市社会福祉協議会	会長	成 田 幾 末	
社会・市民団体	青森市町会連合会	会長	佐々木 重 光	
社会・市民団体	青森市浪岡町内会連合会	会長	伊 藤 芳 男	
市関係	青森市	経済部長	横 内 信 満	

計 44名

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、青森市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 青森市を代表する者
- (2) 青森市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、青森市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参加)

第9条 実行委員会に、顧問及び参加を置くことができる。

- 2 顧問及び参加は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参加は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参加の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、青森市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和5年9月1日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会の役員、委員、顧問及び参与である者は、それぞれ、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会の役員、委員、顧問及び参与に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程（様式は除く。）のうち、「第80回国民スポーツ大会」とあるものは、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」と読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

第80回国民スポーツ大会青森市開催推進総合計画

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「青森国スポ」という。）の成功に向け、市民一人ひとりの挑戦から生まれる活力を結集し、本市を訪れる全ての方々を温かくお迎えするとともに、スポーツが持つ無限の可能性を發揮できる大会を目指し、青森市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、青森国スポを一過性のスポーツイベントで終わらせず、スポーツの力を生かし地域が活力に満ちた姿を持続できる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

青森国スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、個性あふれる歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

（4）市民協働

市民、企業、団体、行政などの多様な主体が青森国スポ開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、新たなつながりを生み出しながら一丸となって大会を盛り上げていくことで、青森国スポでの経験をその後の市民協働によるまちづくりの推進につなげる。

（5）観光・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、自然、歴史、文化、食など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、本市の特色を生かした式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、青森国スポ開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年度別業務

年度別業務は別表の第80回国民スポーツ大会青森市開催推進総合計画（年度別業務一覧表）のとおりとする。

第80回国民スポーツ大会 青森市開催推進総合計画 【年度別業務一覧表】

年 度	令和2年度(6年前)	令和3年度(5年前)	令和4年度(4年前)	令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
主要行事	大会開催内定	中央競技団体視察(水泳)		日本スポーツ協会・文科省総合視察		中央競技団体視察	第80回国民スポーツ大会開催
	国スポ大会準備室設置	準備委員会設立		大会開催・会期決定		リハーサル大会開催	第25回全国障害者スポーツ大会開催
準備組織		準備委員会 設立総会開催 準備委員会 総会開催 ※今後、実行委員会へ改組予定				リハーサル大会実施本部設置	大会実施本部設置
		常任委員会開催	総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催	実施本部 設置・開催			
総務企画専門委員会	① 財務企画	県準備委員会との連絡調整		県実行委員会との連絡調整			
		開催推進総合計画策定・進行管理			大会運営ガイドライン策定	大会実施本部運営マニュアル作成	
		リハ大会経費検討	企業協賛取扱要項作成	企業協賛の推進	リハ大会予算編成	リハ大会予算執行・決算	
		大会経費調査検討			大会経費予算編成	大会予算執行・決算	
					識別用品整備要項作成	リハ大会識別用品整備	大会識別用品整備
					遺失物・拾得物取扱要項作成	リハ大会での遺失物・拾得物取扱実施	大会での遺失物・拾得物取扱実施
					保険加入要項作成	リハ大会保険加入	大会保険加入
③ 広報	青森市ホームページでの情報提供		広報基本計画策定 広報アクションプラン策定 実行委員会ホームページ開設準備	広報啓発活動の推進 実行委員会ホームページ開設・運営			
					大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
④ 市民運動			市民運動基本計画策定 市民運動アクションプラン策定 ボランティア確保の検討	市民運動の推進 ボランティア募集要項作成	ボランティア募集・研修会開催 リハ大会ボランティア業務計画作成	大会ボランティア業務計画作成 リハ大会ボランティア配置	大会ボランティア配置
⑤ 観光・接伴				観光・接伴基本計画策定	歓迎装飾・接伴実施要項作成 案内所・休憩所等設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	歓迎装飾、ガイドブック等の検討 リハ大会案内所・休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾、ガイドブック等の配布 案内所・休憩所等設置 売店設置

第80回国民スポーツ大会開催・第25回全国障害者スポーツ大会開催

実行委員会
解散総会

大会決算書

大会報告書

第80回国民スポーツ大会 青森市開催推進総合計画 【年度別業務一覧表】

年 度	令和2年度(6年前)	令和3年度(5年前)	令和4年度(4年前)	令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)	
競技式典専門委員会	⑥ 競技		競技運営基本計画策定	競技別実施要項検討		競技別実施要項作成	競技別プログラム作成・配布	
		競技用具整備計画の検討・作成		競技用具整備計画決定	競技用具整備の推進			
		競技役員等編成案の検討・作成				競技役員等編成決定	競技役員等の編成・委嘱	
競技会係員・補助員編成案作成					競技会係員・補助員編成決定・養成	競技会係員・補助員の編成・委嘱		
リハ大会実施検討				リハ大会開催基本計画策定	競技別リハ大会実施要項作成	競技別リハ大会プログラム作成・配布		
デモスポ開催競技選定				デモスポ実施要項検討	デモスポ実施要項作成	デモスポ開催		
				情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項作成	臨時通信施設架設設置		
⑦ 式典				式典基本計画策定		式典実施要項作成	各競技会 開始式・表彰式の実施	
					炬火イベント検討	炬火イベント実施計画・要項作成	炬火イベント実施	
⑧ 施設			施設整備基本計画策定		リハ大会会場設営仕様書作成	リハ大会会場設営		
					大会会場設営仕様書作成	大会会場設営		
宿泊衛生専門委員会	⑨ 宿泊	宿泊施設実態調査	第一次仮配宿	宿泊基本計画策定	リハ大会宿泊実施要項作成	大会宿泊実施要項作成	宿泊本部設置	
					第二次仮配宿	第三次仮配宿	大会配宿実施	
					リハ大会弁当調達要項作成	大会弁当調達要項作成	大会弁当調達実施	
					リハ大会弁当調達実施			
⑩ 医事・衛生			医事・衛生基本計画策定	医療救護要項作成	医療救護実施マニュアル作成	救護所設置計画作成	救護本部・救護所設置	
				防疫対策要項作成	防疫対策実施マニュアル作成	防疫対策の推進		
				食品衛生対策要項作成	食品衛生対策実施マニュアル作成	食品衛生対策の推進		
				環境衛生対策要項作成	環境衛生対策実施マニュアル作成	環境衛生対策の推進		
⑪ 輸送交通			輸送交通基本計画策定	輸送交通業務実施要項作成	計画輸送シミュレーション	輸送計画作成	輸送本部設置	
					リハ大会輸送計画作成	リハ大会計画輸送実施		
				駐車場等調査・確保		車両誘導計画作成		
⑫ 消防・警備				消防防災・警備基本計画策定	消防防災・警備実施要項作成	消防防災・警備計画作成	消防警備本部設置	
					リハ大会消防警備計画作成	リハ大会消防警備本部設置		

第80回国民スポーツ大会開催・第25回全国障害者スポーツ大会開催

開催県	鹿児島県(中止※R5～延期)	三重県(中止)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県
-----	----------------	---------	-----	------	-----	-----	-----